

No.	質問 (Q)	回答 (A)
1	「特定行為研修」の研修期間はどれくらいですか	1年間です。 特定行為研修は共通科目と区分別科目で構成されるものです。 共通科目6科目を半年かけて学び、区分別科目（選択制）を後半半年で学びます。
2	特定行為研修の研修方法について教えてください	共通科目では、講義（e-ラーニング）、集合研修（演習・実習）、科目修了試験があります。区分別科目では、講義（e-ラーニング）、集合研修（演習・実習）、科目修了試験に加え臨地実習があります。
3	集合研修（演習・実習）はどこで、何日くらい行われますか	足柄上病院研修室で実施します。 参考までに、令和8年度は共通科目の集合研修は6月に10日間、9月に7日間実施しました。区分別科目は選択する内容や選択する数により異なりますが、1区分につき10月中に2日程度と考えてください。
4	集合研修はすべて出席が必要ですか	全日程の出席が必要です。欠席された場合は補講が必要となります。 事前に仕事の調整ができるようスケジュールは早めに提示しています。
5	臨地実習の実習場所はどこですか	足柄上病院で実施します。自施設での臨地実習を希望する場合はご相談ください。
6	仕事と研修の両立が心配です 余裕をもって学ぶことができるコースはありますか。	「共通科目（6科目）+区分別科目」を一括で1年かけて受講することが一般的ですが、働きながら学ぶ看護師の負担軽減を目的に令和8年度から「 共通科目履修コース 」を開設しました。本コースは、特定行為研修を受講する前に共通科目3科目（臨床病態生理学・臨床推論・フィジカルアセスメント）を半年以上かけて先取りして受講するものです。修了した科目については履修証明書を発行し、次年度以降共通科目を受講する際には履修免除されます。 「共通科目履修コース」修了後は、 知識の定着やモチベーションの維持の観点からも 、残りの共通科目3科目と区分別科目を期間を開けずに次年度受講し、特定行為研修の全課程（共通科目+区分別科目）を修了することを推奨します。この場合、翌年度の特定行為研修を申し込む必要があります（Q10参照）。
7	「共通科目履修コース」に受講資格はありますか	下記①②をすべて満たす方が対象となります。 ①看護師免許取得後に通算3年以上の実務経験を有していること、 ②今後特定行為研修の受講を考えている方 （機構職員はキャリアラダーⅠ以上であることが必要です） 申し込みの際に所属の施設長の推薦は求めておりませんが、集合研修出席のための勤務調整等必要となります。また、引き続き特定行為研修受講のための出願の際は、所属長の推薦は必須となりますので、管理者の了承は得ておくことをおすすめします。
8	「共通科目履修コース」は必ず3科目履修しなければなりませんか	受講申し込みの際に、1科目や2科目を選択することはできません。3科目の受講受講申し込みをしていただきます。受講開始後、ご事情により1科目または2科目に変更することは可能ですが、その場合であっても1科目以上修了することを必須とします。尚、その際は、受講修了できなかった科目の受講料返金はできません。翌年以降、履修修了できなかった科目を受講する場合は改めて受講申し込みと科目毎の受講料が必要となります。
9	「共通科目履修コース」は仕事との両立負担軽減のために、どのような工夫がされていますか	「共通科目履修コース」は、特定行為研修では集中して1ヶ月間で実施する集合研修を3か月かけて行うようにスケジュールされています。また、受講中にガイダンスや個人面談を行い、特定行為研修に関するイメージ化や学習継続のサポート、自施設での特定行為実践について考える機会を提供していきます。
10	「共通科目履修コース」受講後、引き続き「特定行為研修」受講する場合の申込方法を教えてください	「共通科目履修コース」を受講中（11月）に翌年度の特定行為研修の募集がありますので、3科目修了見込みとして、残りの共通科目3科目と区分別科目を選択して出願してください。3科目修了見込みであることが必須です。受講料は先に受講した共通科目3科目を除いた料金と区分別科目の料金を合計した金額を振込んでいただきます。詳しくは料金表をご確認ください。
11	共通科目履修コースで発行された履修証明証は足柄上病院以外でも有効ですか	履修証明証の発行は厚労省が定めているものですので、履修免除に対応している研修機関では有効ですが、受講申し込みの際には各施設にお問い合わせください。